

長崎労働基準監督署発表
平成30年 1月11日

担 当	副 署 長 熊崎 啓代 第三方面主任監督官 大石 康博 電話 095-846-6391
	095-846-6354(17時15分以降)

労働安全衛生法違反事件の送致について

長崎労働基準監督署（署長 楠本明彦）は、本日、労働安全衛生法違反の容疑で、法人1社と同法人の工事責任者1名を長崎地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

- ① 株式会社 佐藤防水工業
所在地 東京都北区東十条一丁目8番6号
- ② 被疑者A（男、42歳）

2 事件の概要

株式会社佐藤防水工業は、東京都北区東十条一丁目8番6号に本店を置いて、とび、土工、コンクリート工事業および防水工事業を営み、長崎県長崎市内の導水トンネル補修工事において、2次下請負人として防水工事を施工する事業者であり、被疑者Aは、同工事における責任者として施工管理及び安全管理を統括する者であるが、被疑者Aは、平成28年11月19日、同工事現場において、労働者Bほか2名に、導水トンネル内壁の穴開けおよび穴開け箇所へのプラグ差し込み作業を行わせるにあたり、上記導水トンネル内は自然換気が不十分なところであったのに、同所において、内燃機関である発電機を使用させ、もってガスによる健康障害を防止するために必要な措置を講じなかったもの。

その結果、同日、労働者B（男、当時36歳）が、一酸化炭素中毒の被害に遭い、死亡する労働災害が発生したもの。

また、労働者C、Dについても一酸化炭素中毒の被害に遭い、医療機関にて治療を受けたもの。

3 違反条文

上記1①に対し

- 労働安全衛生法第22条第1号（労働者の健康障害を防止するための措置）
- 労働安全衛生規則第578条（内燃機関の使用禁止）
- 同法第119条第1号（罰条）
- 同法第122条（両罰規定）

上記1②に対し

- 労働安全衛生法第22条第1号（労働者の健康障害を防止するための措置）
- 労働安全衛生規則第578条（内燃機関の使用禁止）
- 同法第119条第1号（罰条）
- 同法第122条（両罰規定）

4 参考事項

① 過去3年間に長崎県内の建設業で発生した死亡災害は、平成27年7件（全業種では13件）、平成28年7件（全業種では13件）、平成29年（11月末現在）3件（全業種では12件）である。

また、長崎県内における過去3年間の建設業での休業4日以上（11月末現在）の災害は、平成27年215件、平成28年200件、平成29年（11月末現在）170件である。

② このような災害発生状況等を踏まえ、これまでも当署では、建設業における労働災害防止対策に重点的に取り組んできたところであり、今後も死亡災害等重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、関係法令に照らし、司法処分を含め厳正に対処していく方針である。

5 関係条文

労働安全衛生法 第二十二條

事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害（第2号から第4号 略）

労働安全衛生規則 第五百七十八條

事業者は、坑、井筒、潜函（かん）、タンク又は船倉の内部その他の場所で、自然換気が不十分なところにおいては、内燃機関を有する機械を使用してはならない。ただし、当該内燃機関の排気ガスによる健康障害を防止するため当該場所を換気するときは、この限りでない。

労働安全衛生法 第百十九條

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四條、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百四條又は第百八條の二第四項の規定に違反した者（第2号から第4号 略）

労働安全衛生法 第百二十二條

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六條、第百十七條、第百十九條又は第百二十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。